

安芸高田市企業立地奨励条例の全部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 11 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市企業立地奨励条例

安芸高田市企業立地奨励条例(平成 19 年安芸高田市条例第 16 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における企業立地を促進するため、所要の奨励措置を講ずることにより、市の産業振興と雇用機会の拡大を図り、もって市の経済発展と市民生活の充実安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設 次の施設をいう。

ア 生産施設 製造工程を形成する機械や装置が設置されている建築物又は屋外に設置される機械・装置(工場立地法施行規則(昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号)第 2 条に規定するものをいう。)

イ 流通施設 流通業務(輸送、保管、荷さばき、流通加工(物資の流通過程における加工をいう。))その他の物資の流通に係る業務をいう。)を専ら行うための施設

ウ 試験研究施設 学術的研究又は試験等を行う事業の用に供する施設

エ 宿泊施設 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業を営む施設。ただし、風俗営業又は性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定するものをいう。)の用に供する施設を除く。

オ 成長産業施設 別表第 1 に定める施設

カ その他の施設 市の産業振興及び雇用機会の拡大に寄与する施設として市長が認めるもの

キ 附帯施設 アからカに規定する施設以外の建築物及び設備、緑地(工場立地法施行規則第 3 条に規定するものをいう。)及び緑地以外の環境施設(工場立地法施行規則第 4 条に規定するものをいう。)又は周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(2) 新設 市内に対象施設を有しない者が新たに市内に対象施設を設置し、又は市内に既存の対象施設を有する者が当該既存の対象施設を廃止して新たに市内に対象施設を設置し、若しくは当該既存の対象施設の敷地外に新たに独立した対象施設を設置することをいう。

(3) 新規雇用常用労働者 新設した対象施設の操業開始に伴い、従業員として継続して常時雇用される労働者であって、市内に住所を有している者をいう。ただし、役員及び監査役として雇用された者を除く。

(4) 投下固定資産総額 対象施設の操業開始の日までに、当該対象施設の新設に要した費用のうち地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条に規定する固定資産の取得に係るものの総額をいう。

(奨励事業者の指定)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも該当する対象施設を新設しようとする者で、市の産業振興に寄与するものと認められるものを、奨励事業者として指定することができる。

(1) 新設する対象施設に対する投下固定資産総額が 3,000 万円以上であること。

(2) 新設する対象施設の操業開始に伴う新規雇用常用労働者の数が 3 人以上であること。

- 2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励措置)

第 4 条 市長は、前条の規定により指定を受けた者(以下「奨励事業者」という。)に対して、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

- (1) 立地税制措置
- (2) 立地奨励金
- (3) 新規雇用奨励金
- (4) 設備投資奨励金
- (5) 土地取得奨励金

- 2 前項に規定する奨励措置の要件、内容等は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(奨励措置の申請)

第 5 条 奨励事業者が前条に規定する奨励措置を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(計画変更等の届出)

第 6 条 奨励事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 対象施設の新設に係る計画を変更したとき。
- (2) 対象施設の新設に係る工事を完了したとき。
- (3) 新設した対象施設の操業を開始したとき。
- (4) 対象施設の新設に係る工事を休止し、又は取り止めたとき。
- (5) 新設した対象施設の操業を休止し、又は停止したとき。

(指定の取消し)

第 7 条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 対象施設の新設に係る計画の変更等により第 3 条第 1 項各号の指定の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 前条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 対象施設の新設に係る工事を休止し、又は取り止めたとき。
- (4) 奨励措置を受けた最終年度の翌年から起算して 5 年以内に新設した対象施設の操業を休止し、又は停止したとき。

- (5) 新設した対象施設をその事業以外の用途に供したとき。
- (6) 虚偽の申請その他不正の手段によって指定又は奨励措置を受けたとき。
- (7) 奨励措置の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (8) 納期限内に市税その他市に対する納付金を完納しないとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。
- (10) その他、市長が指定を取り消す必要があると認めたとき。

(奨励措置の取消し等)

第 8 条 市長は、前条の規定により指定の取消しを受けた者に対し、奨励措置の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の決定の取消しを受けた者に対し、既に奨励金が交付されているときはその全部又は一部の返還を命じるものとし、既に課税免除の措置がなされているときは課税免除の対象となった固定資産税を賦課するものとする。

3 前項の規定により奨励金の返還を命じられた者は、市長の定める期限までに当該奨励金を返還しなければならない。

(公害防止対策等)

第 9 条 奨励事業者は、対象施設を新設しようとするときは、事前に市長と協議の上、公害防止対策及び環境保全対策を講じなければならない。

(調査及び報告の徴収等)

第 10 条 市長は、奨励事業者に対し、対象施設の事業計画、事業内容その他事業に関することについて調査し、報告を求め、又はこの条例の施行に必要な範囲内で指示することができる。

2 奨励事業者は、前項の規定により市長が指示をしたときは、これに従わなければならない。

(便宜の供与)

第 11 条 市長は、市内に対象施設を新設しようとする者に対して、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 企業立地に関する情報及び資料の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(奨励事業者の地位の承継)

第 12 条 奨励事業者に相続、合併、分割又は事業の譲渡等が生じた場合、対象施設を承継する者は、当該奨励事業者の地位を承継できるものとする。

2 奨励事業者の地位を承継しようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(適用除外)

第 13 条 第 3 条第 2 項に規定する指定の申請をした者が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である場合、法人である当該申請者の役員が暴力団関係者である場合又は暴力団関係者が当該申請者の経営に事実上参加していると認められる場合は、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安芸高田市企業立地奨励条例の規定に基づく奨励措置は、この条例の施行の日以後に新設する対象施設について適用し、同日前に新設した施設については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

成長産業施設一覧

成長産業分野	成長産業施設
AI・半導体	半導体製造等工場、データセンター等
デジタル・サイバーセキュリティ	SOC(セキュリティ運用センター)拠点、データセンター等
情報通信	光ファイバー・通信機器製造等工場、データセンター等
量子	量子デバイス製造等工場等
防衛産業	特殊鋼材・電子機器製造等工場等
航空・宇宙	航空機部品製造等工場、衛星製造等工場等
海洋	洋上風力発電関連製造等工場等
造船	船舶用機器・エンジン製造等工場等
マテリアル(重要鉱物・部素材)	製錬・精製プラント、リサイクル(都市鉱山)処理施設、電池材料製造等工場等
合成生物学・バイオ	バイオ製造プラント(発酵・培養施設)、実証フィールド(植物工場等)等
創薬・先端医療	製薬製造等工場・原薬製造等工場、再生医療・細胞培養施設、医療機器製造等
資源・エネルギー安全保障・GX	再エネ発電事業所拠点、水素製造・供給拠点、ゼロエネ関連建築・設備製造等工場等
フュージョンエネルギー	超電導コイル関連製造等工場
フードテック	代替タンパク質製造等工場(培養肉・植物性食品)、スマート農業・植物製造等工場等
防災・国土強靱化	防災資機材製造等工場等
港湾ロジスティクス	物流倉庫等
コンテンツ	スタジオ施設等

別表第 2(第 4 条関係)

奨励措置一覧

措置の種類	措置要件	措置内容	限度額	措置期間等
立地税制措置	投下固定資産総額 30 億円以上かつ新 規雇用常用労働者 数 5 人以上	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条の規定による 新設した対象施設 の用に供する土 地、家屋及び償却 資産に係る固定資 産税の課税免除(安 芸高田市過疎地域 の持続的発展の支 援に関する特別措 置法の適用に伴う 固定資産税の課税 免除に関する条例 (令和 3 年安芸高田 市条例第 40 号)に よる課税免除の適 用を受ける部分を 除く。)	—	13 年間
	投下固定資産総額 10 億円以上かつ新 規雇用常用労働者 数 3 人以上			10 年間
	投下固定資産総額 1 億円以上かつ新 規雇用常用労働者 数 3 人以上			8 年間
立地奨励金	投下固定資産総額 3,000 万円以上か つ新規雇用常用労 働者数 3 人以上	投下固定資産総額 の 100 分の 2 を乗 じて得た額の交付	各年度 1,500 万 円	3 年間
新規雇用奨励金	投下固定資産総額 3,000 万円以上か つ新規雇用常用労 働者数 3 人以上	新規雇用常用労働 者の人数に 18 万円 を乗じて得た額の 交付	各年度 900 万円	3 年間 ただし、同 一の被雇用 者に対する 人数算定 は、1 回限り とする。

設備投資奨励金	投下固定資産総額 3,000 万円以上かつ 新規雇用常用労働者数 3 人以上	対象施設の整備に 要した額から当該 対象施設を新設す るために取得した 土地の取得価格を 減じた額に 100 分 の 5 を乗じて得た 額の交付	500 万円	1 回限り
土地取得奨励金	対象施設を新設す るために取得した 土地の面積が 5,000 平方メート ルを超える場合 で、投下固定資産 総額 3,000 万円以 上 1 億円未満かつ 新規雇用常用労働 者数 3 人以上	対象施設を新設す るために取得した 土地の取得価格に 100 分の 10 を乗じ て得た額の交付	1,000 万 円	1 回限り